

## ☆公益法人“横串作業”／取り組みの視点⑦(案)

北沢 栄

### 〈大〉視点／

- ・ 公益法人でなければやれない事業か → 国、独法 or 民間企業や大学、NPO がやるべき事業ではないのか
- ・ 「指定法人」などの形で、利権を独り占めし、天下りの受け皿になっていないか → 制度、慣行に問題がないか
- ・ 国費のムダ遣いが仕組み上、恒常的に生じていないか → 補助金や委託費の流れ、契約のあり方に問題はないか

(全法人共通の視点については第5回委員会提出「資料5」を参照)

### \* 介護労働安定センター

- 国との関係が強い公益法人の類型別法人では資料〈1-1〉の「指定に基づき国からの交付金等を受けて事業を実施しているもの」に該当
- ・ 指定法人とされていることについてどう考えるか
- ・ 法律で「全国で1つ(の指定法人)に限った」理由および指定された経緯について
- ・ 現在は一般財団法人か → そうだとすれば、公益財団法人としなかった理由は
- ・ かつて常勤役員の4分の3が天下りだったが、現在の天下り・わたり、契約の状況は
- ・ 1992年4月に設立され、同年7月に施行された「介護労働者の雇用管理の改善に関する法律」に基づき介護労働者の支援機関として立ち上げた経緯から、初めから旧労働省の現業部門として誕生したのではないか → だとすると、法人の性格は「民間法人」でなく、「政府の子会社」では
- ・ 同法が改正施行された2000年4月以降、介護保険制度の開始などに伴い事業は急拡大し、介護全般に及んでいったが、独占型“官業”としての発展は税金の使い途の不透明さや国への財政依存など、弊害を広げたのでは
- ・ 民間のNPOやボランティア団体の活動を圧迫していないか

- 法律(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律)では「全国で1つに限った」法人指定により、第 17 条に規定する業務を行えるとあるが、その業務の中に「介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと」とある。この規定で介護労働者福祉関連の全業務を事実上、できるようになるが、このような事業独占は民業を圧迫しないか
- 独占事業体として民間委託、民間移管、地方移管および自己収入の拡大計画は
- 雇用安定事業と能力開発事業でそれぞれ最も効果を挙げている分野は
- 高齢化が進み、初期の頃と需給バランスも変わってきた。現状の指定法人制は妥当か。
- 行政刷新会議が今年 10 月、評決した交付金の廃止を受け、今後どう対応するか
- 蓄積した事業ノウハウを NPO や民間事業者提供し、縮小・撤退を段階的に進めるべきではないか
- 指定基準を改正する必要性について
- 総事業収入に占める国からの支出割合が 78%(2009 年度)と高いが、もっと自己収入を増やすべきではないか

## \* 日本ボイラ協会

→ 国との関係が強い公益法人の類型別法人のうち資料<1-4>の「登録を受けて機械等の検査・検定業務を実施し、検査料等を得ているもの」に該当

- 検査・検定、講習の必要性、効果について
- 登録制にした理由、経緯とは → 指定法人制から登録制に移行したことにより、改善された点は
- 登録をごく少数の社団法人に絞っている理由は → 「特定機械等の製造時検査代行業務」の場合、当社団とボイラ・クレーン安全協会のみ登録 → なぜ2法人か
- 登録の要件は何か → 登録要件を緩和し、民間企業に参入の機会を与えるべきではないか
- 検査・検定、講習料金の設定基準は → 積算の根拠と妥当性について
- 蓄積されたノウハウをもとに民営化する考えはないか
- 赤字体質だが、黒字転換に向けた新たな事業展開(役割)をどう考えるか
- 天下り・わたりの状況

**\* 労災サポートセンター**

- 国との関係が強い公益法人の類型別法人のうち資料〈2-2〉の「国から1億円以上の支出を受けて事業を実施しているもの」に該当
- 国からの委託費 39 億円 (2009 年度) で実施している主な事業「援助事業」の内容、存在意義は
- 労災特別介護施設の管理・運営を独占している現状を厚労省はどう考えるか → 入居状況、利用率は → 管理・運営体制は適切か → 競争性の導入などによる介護サービス向上、コストダウンの方策は → 類似施設・特別養護老人ホームに統合する考えは → 地方移管の可能性について
- 昨年7月に行った合併効果のうち最大のもの何か → 新しい役割は何か
- 蓄積されたノウハウを生かして民営化する考えは
- 労災ケアサポート事業のうち国が 2011 年度より直接実施することとした事業内容は
- 天下り・わたり、契約の状況 → 多すぎる天下り(約 100 人)

以上